

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 2025 年 11 月 14 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃふいたしょうかい
だいひょうとりしまりやく ふじた ふいよん りゅうじ

届出者 氏 名 株式会社藤田商会
代表取締役 藤田 フィヨン 隆治

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃふじたしょうかい 株式会社藤田商会
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒531-0071 電話 080 (3006) 3073
	おおさかふおおさかしきたくなかついっちょうめ2ばん18ごう
	大阪府大阪市北区中津一丁目2番18号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表の通り
⑧備 考	坂口 詩乃 090-3874-7949

様式例第3号ー1 【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 50 万 円) どちらか高い方を使用します。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 50 万 円) どちらか高い方を使用します。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 50 万 円) どちらか高い方を使用します。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社藤田商会

大阪市北区中津一丁目2番18号ミノヤビル8階